

RE AGENT 会則

(名称)

この会は、一般社団法人 RE AGENT と称する。

(事務所)

この会の事務所は、東京都港区芝五丁目 13 番 14 号に置く。

(目的)

この法人は、不動産業をはじめ、ライフスタイルに関わる職業に従事する人々の能力に注目し、それらを束ねることにより集団としての能力を高め、成果を個人に還元するためのヒューマンネットワークである。業界の慣習にとらわれることなく、個人の資質と地位の向上を目指し、顧客利益の追求と手法および市場と業界の変化を見据えた業としてのあり方についての研究および提言、事業の構築と運用を行う。

(活動・事業の種類)

- (1) 多様なライフスタイルに合わせた、ライフスタイル業界で働き続けられる仕組みを作る。
- (2) 国内外のネットワークを基に、ライフスタイルの魅力表現をテーマとした情報と人、お金の流れを作る。
- (3) 営利を第一目的とせず、ライフスタイル業界における新たな働き方の仕組みや、情報発信における価値創出、海外同業者との連携など、公益性の高い事業構築を目指す。

(会員の種類)

個人正会員

法人正会員

正会員はライフスタイル関連業に関わる者で総会における議決権を有する。ただし、この法人の役員およびこの法人の事業に関わる者は正会員になることが出来る。

賛助会員

賛助会員はライフスタイル関連業以外の者で総会における議決権を有さない。賛助会員の年会費は一口 240,000 円とし、何口でも納める事が出来る。

(入会)

この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

会員は年会費として下記に定める額を支払う。

個人正会員 12,000 円

法人正会員 120,000 円

賛助会員 240,000 円/口

事業年度は 12 月 1 日から 11 月 30 日とする。また、会費は返還しないものとする。

初年度会費については入会時期に応じて下記に定める額を支払う。

12 月 1 日から 5 月 31 日の入会の方 1 年分の会費とする。

6月1日から11月30日の入会の方 上記の半額とする。

(協賛金)

この法人の趣旨や活動に賛同する者は、会員、非会員を問わず特別協賛金をおさめる事が出来る。

特別協賛金 100,000 円/口

(退会)

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

なお、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な理由が発生したとき。

(会員資格の喪失)

前項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総会において決議されたとき。

三 当該会員が死亡し、又は当会が解散したとき。

(役員)

この法人に、次の役員を置く。

一 理事 4名以上 20名以内

二 監事 3名以内

理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(総会)

総会は、本法人の最高議決機関であり、次の事項について議論し、決議する。

一 主要なる運営方針の決定

二 計算書類等の承認

三 理事及び監事の選任又は解任

四 理事及び監事の報酬等の額

五 会員の除名

六 定款の変更

七 解散

八 その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

総会は、定時総会として毎年度12月1日から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(議決権)

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

なお、次の決議は、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(事業報告書及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

(剰余金の分配の禁止)

当法人は剰余金の分配を行わない。

平成27年5月1日作成 一般社団法人 RE AGENT